

平成 21 年 3 月 6 日  
在デトロイト総領事館

## オハイオ州でのブースターシート義務化のお知らせ

既に報道でご存じかもしれませんが、ブースターシートの義務化についてお知らせします。この法改正は1月6日に州知事が署名し、4月6日（予定）から施行されます。最初の6ヶ月間は試行期間（予定）であり、警告だけでチケットの対象とはなりません。が、ブースターシートを使用することをお勧めします。

### 1. ブースターシート義務化の対象者

年齢8歳未満で、身長が4フィート9インチ（約145cm）に満たない者

但し、4歳未満又は体重40ポンド（約18.16kg）未満の者はチャイルドシートの使用が義務づけられています。

### 2. 除外事由（適用の対象とならない場合）

（1）同乗者の生命に関わる危険が存在する場合

（2）医師等が発行した身体の損傷や障害などのためにブースターシートを使用することが出来ない又は適切でないことを証明した宣誓供述書を所持している場合

### 3. 違反の考え方

（1）セカンダリー違反（注：その違反だけでは停止を命じチケットを切ることが出来ない違反）に指定され、同時にその他の違反がある場合にチケットを切られる。

（2）同一の機会に複数の子供が違反した場合は一つの違反と見なす（1台の車で、4歳から7歳の子供複数がブースターシートを使用しなかった場合に切られるチケットは1枚だけ）。

### 3. 既施行のミシガン州の現状

ミシガン州では昨年8月に同様の法改正がありましたが、ブースターシートを使用することによって子供達から「外がよく見えるようになってうれしい。」といった副次効果があり、8歳になってもブースターシートを使用している方が沢山います。

### 参考情報

オハイオ州ではシートベルトの着用義務違反を現在のセカンダリー違反からプライマリー違反（注：シートベルト着用義務違反だけを理由に停止を命じられる違反）に変更することを計画中です。プライマリー違反に変更した他の州ではシートベルトの着用率が向上していること、反則金収入の増収が見込めることから前向きに検討されています。

以上